

(別紙)

## 中小企業が研究開発補助金で取得した財産の事業転用について

平成27年2月  
経済産業省

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産（以下、「処分制限財産」という。）<sup>1</sup>を処分制限期間<sup>2</sup>内に、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等する場合には、経済産業大臣等の事前承認が必要となります<sup>3</sup>。

承認に当たっては、原則として、処分制限財産に係る補助金等に相当する金額を国庫に納付することが必要となります。

ただし、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う設備の転用については、承認に当たって補助金相当額の国庫納付を求めないことができます<sup>4</sup>。具体的には、中小企業者が試作開発や技術開発を目的とする補助事業において、補助金等で取得した設備を新たな試作品の製作や事業化後の製品の生産に転用した場合に認められた事例はあります。

詳しくは各補助事業等の担当部局へお問い合わせください。

---

<sup>1</sup> 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）第13条。

<sup>2</sup> 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して経済産業大臣が定める期間。

[http://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/kaikei17.pdf](http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei17.pdf)

<sup>3</sup> 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）第22条

<sup>4</sup> 「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」

（平成16年6月10日 最終改正平成22年4月28日）5.(2) ② e

[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/org\\_daijin\\_kaikei2.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html)